

第36回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第36回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成30年5月31日(木) 10:00~12:00
場 所	東館3階 中会議室
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 事務局 佐藤副市長 稗田総務部長 坂恵契約検査課長 三柴主幹(無電柱化担当課長) 夏川公園緑地課長 尾高建築課長 山下下水道課長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成29年度下半期執行分)
- ② 芦屋市での入札不調・不落の状況について
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成29年度下半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成29年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成29年度下半期
(平成29年10月1日~平成30年3月31日)
- イ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- エ 抽出事案①~⑤関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表
(平成29年度下半期分)
- 資料(3) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数
- 資料(4) 随意契約サンプリング調査結果報告【平成29年度 第3・4四半期】

第36回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（平成29年度下半期執行分）

（質疑・意見）入札中止となり、再度入札になった案件が色々ありますね。それぞれの案件は、予定価格が変わっていますが、事実関係が変わったのですか。何が変わったのですか。

（事務局）不調となった際には、設計・積算の見直しをしています。例えば、警備員の配置数の変更や、ユニットバスの改修工事を浴槽と給湯機器の改修工事に変更した案件がありました。

（質疑・意見）ということは、金額の値下げや値上げをしたのではなく、事実関係が変わったため、金額も変更になるということですね。

（事務局）はい、そうです。

（質疑・意見）落札率は、積算価格と市場価格との差によって影響がでてくると思います。昔は積算価格と現実の市場価格の差が大きかったと思われませんが、最近はどのように評価されますか。

（事務局）市場価格はスピーディーに変化していると思われします。特に人件費の問題に関しましては、人手不足を反映しております。また、物品の調達コストにもよります。そもそも材料が調達できない、というあたりに変動要素が含まれております。

辞退が発生し、入札中止を契機に情報収集し、先ほどの工事内容の変更で吸収しませんと、何度入札を行っても成立しないということになり兼ねない状況にあります。足元の景気が良いということで、工事、業務委託ともに活性化されているという印象を受けております。

（質疑・意見）最近、最低制限価格を改定されて、落札率が上昇していると感じます。以前は、落札率が高いとおかしいのではないかと感じましたが、落札率の結果というより、競争性がどこまで担保されているか、とういうことで、市はどのような進め方によって競争性を確保されていますか。

芦屋市が指名競争入札で実施する場合の指名業者数は10者に満たないため、競争性を確保するには少ないと思われしますが、いかがですか。

（事務局）指名業者数につきまして、設計金額が500万円未満のものは5者、500万円以上から3000万円未満のものは7者、3000万円以上8000万円未満は12者というように線を引いております。今回入札不調となっております案件は、概ね500万円未満という少額案件になります。

少額案件につきましては、市内業者が主に参加できるようにしており、市内業者数を勘案し、競争性が発揮できる指名業者数は5者が適切であると判断しております。この指名業者数を増やしますと、市内業者が全者あるいは、市外業者を増やすということになります。指名業者数を5者から増やすということは、市内業者の受注機会拡大に逆行していくことになります。

（質疑・意見）芦屋市は市内業者の指名業者数を増やすのは難しいですか。

（事務局）市内業者数が少ないため、指名業者数を増やすと満たなくなります。

（質疑・意見）芦屋市内の業者というのは支店でも参加できますか。

（事務局）地域の活性化も考慮し、過去から市政運営に携わってきてくださっている市内業者

の皆様、できる限りの条件整理を行って、受注機会を拡大してきておりますので、営業所を以って市内業者と捉えるのかという問題があります。

(質疑・意見) 競争性は確保されているということですね。

(事務局) はい。

(質疑・意見) No. 23の指名業者は全者市外業者ですか。

(事務局) はい、No. 9の入札時に市内業者が辞退されたので、No. 23の指名を行ったときは、全者市外業者を指名しました。対象業者は市外業者が30者、市内業者が2者となります。

(質疑・意見) No. 23について、再度入札後、No. 9のときより予定価格及び最低制限価格が上がったのはなぜですか。

(事務局) No. 9の工事内容に塗装工を追加したものです。

(質疑・意見) 「初めから、塗装工を追加していたら、辞退しなかった。」という業者がでてこないですか。

(事務局) 時期が違いますし、設計・積算を見直し、別案件として入札していることから、問題ありません。

(質疑・意見) 入札中止件数を減らしていくことはできているのですか。

(事務局) はい、(2) 芦屋市での入札不調・不落のところについてもありますが、下半期は毎年増える傾向にありましたが、今回は増えておりません。

(質疑・意見) 成果がでていと評価されるのですか。

(事務局) はい、成果がでていと考えております。

(質疑・意見) 機械器具設置の種別が入札中止となり、苦戦されていますね。「機械器具設置」の種別は幅広いように感じられますが、どのような業者が登録されているのですか。

(事務局) 機械器具設置の種別は、昇降機や舞台機構、処理施設の機械器具等を取り扱っている業者が多いです。指名の際には、登録業者の実績を加味して、処理施設の機械器具を扱っている業者を抽出し、業者を指名しておりますので、全く見当はずれの業者を指名しているわけではありません。

(質疑・意見) 例えば、指名競争入札の工事のNo. 27は件名に撤去工事とありますが、工種は「機械器具設置」として適正ですか。

(事務局) 工種については、工事の所管課が、当該案件のなかで割合が高い工種を選定しておりますので、きちんと内容を見て工種を決定しております。

(1) ①月若橋長寿命化修繕工事

(質疑・意見) 最低制限価格より少し高めで落札していますね。

(事務局) はい。

(質疑・意見) 最低制限により失格となった会社は芦屋市内にあるのですか。

(事務局) はい。

(質疑・意見) なぜその業者は無効になったのですか。

(事務局) 資材単価の違いが考えられます。

(質疑・意見) 月若橋は架設して何年くらいになりますか。

(事務局) 架設して50年になります。

(質疑・意見) この月若橋は、橋梁の修繕の計画を立てて、急ぎで修繕しないといけない橋に該当するのですか。

(事務局) はい、本市の橋梁は規模が小さく、日本全国で同様の工事が発注され、雨季を避けるために発注時期が同時期になることから、受注者としても大型物件重視となり、今後ますます厳しくなると考えます。

(質疑・意見) 本案件の入札結果について、最低制限価格を下回る業者もあったようなので、苦戦しているように感じられなかったのですが、どこの自治体も橋梁の修繕工事の発注時期が重なるため、指名競争入札の工事のNo. 17のように少額な橋梁修繕工事であれば、業者が参加してもらいにくい工事になるのでしょうか。

(事務局) 工事の内容によります。本案件は、舗装工など土木工事の割合が高いため土木の工種になっており、業者も入札に参加しやすかったのではないかと考えられます。No. 17の工事については、橋梁工事の一般的な工種としてとび・土工・コンクリートを選定しましたが、苦戦しております。橋梁工事の技術者が不足している状況があるので、難しいです。

本市として、橋梁工事は難しいと考えており、指定工事として、登録のときに橋梁修繕を取り扱っている業者は別で登録して頂いています。平成30・31年度の工種の選定には、橋梁修繕を新たに工種として選定できますので、今後は変わってくるのではないかと考えます。

(1) ②花水木通り補植工事

(質疑・意見) 入札金額が比較的高めであるのはなぜですか。

(事務局) 設計条件として、街路樹剪定士の配置を要し、当該人件費の割増しを含め積算しているのではないかと考えます。

(質疑・意見) 花水木は22本枯れていたのですか。

(事務局) はい、道路整備の後、徐々に枯れていたものを地元との協議の上、まとめて補植しました。

(事務局) 地域でいいますと、本市は扇状地であり、塩分を含んだ土質、海に近い土地で、非常に難しい場所でもあります。そこに花水木を植えており、地域の皆様から御協力を頂いて、見事な花を咲かせております。

(質疑・意見) 全部で何本植えてありますか。

(事務局) 把握できておりません。(後日確認した結果 花水木 117本)

(質疑・意見) 造園工事を希望順位1位から3位としている市内業者全8者を指名するのは可能ですか。

(事務局) 登録業者を公表していることから、全8者を指名することは入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘もありますので、指名機会の均衡を図り、5者を指名し、どの業者が指名されたかわからないようにしております。

(質疑・意見) シルバー人材センターは参加できますか。

(事務局) 街路樹剪定士の資格が必要であり、シルバー人材センターに該当する方がいらっしゃ

やらないので参加は難しいです。

(1) ③市立精道幼稚園改修工事設計業務委託

(質疑・意見) こども園に移行するにあたっての諸手続は、市では行わないのですか。

(事務局) はい、設計の申請や協議等も設計委託業者が行っております。仕様書にも掲載しております。

(質疑・意見) 設計業務に専門性は必要ですか。指名する際に実績等を考慮しますか。

(事務局) 幼稚園や保育所というものはどこの設計事務所も設計可能であり、専門性は必要ありません。

(質疑・意見) 入札にあたり、委託料積算資料の提示はありますか。

(事務局) ありません。

(質疑・意見) 本件の入札金額に開きがでている理由をどのように想定されますか。

(事務局) 過去に改修工事の設計業務委託を発注し、業者にヒアリングした結果としまして、既存の建物の改修となりますと、既存の状態を調査しないとわからない、またリスクを伴う、新築設計を希望するといった理由で、改修が好まれず比較的高値になる傾向があります。また、業者によっては、手が空いている時に安く応札してくれる場合もあります。

(質疑・意見) 予定価格が非公表のため、市が発注する仕様書等が入札金額に誤解を生むような内容であれば、競争性を保てないため、内容をきちんと精査する必要はありませんか。

(事務局) 設計に必要な諸条件の提示は行っていますが、設計等業務委託の入札結果を見ますと、大抵の案件に入札金額に開きがあります。このことから、業者により考え方がかなり違うのではないかと考えられます。

もし、全者が予定価格より高額になれば、発注した仕様書等に問題はないかという確認はいたします。今回は予定価格に近いところで入札している業者もありますので、再確認はしておりません。今後も競争性が担保されているかどうかは、引き続き精査していきます。

(1) ④精道中学校建替え工事に伴う雨水調整地築造計画基本設計業務委託

(質疑・意見) 当該業者でしかできない理由を教えてください。

(事務局) 当該業者は平成28年度に本市の解析モデルを作成しており、そのモデルを使用することで安価になります。また、複数者で入札になりますと新たに解析モデルの作成からの業務となり、非常に高額となってしまいます。

(質疑・意見) その理由ですと、随意契約決定書の理由と意味合いが違うのではないですか。

(事務局) 当該業者が平成28年度の「公共下水道雨水整備計画策定業務委託」の際に本市の条件を反映した雨水浸水シミュレーションシステムをもっており、そのシステムによる解析モデルを再使用し、精道中学校建替え工事に反映させるため、当該業者でしか契約できないという判断をしております。

(質疑・意見) 公共下水道雨水整備策定計画と雨水浸水シミュレーションシステムはどういっ

た関連性ですか。

(事務局) 市内の雨水管渠をコンピューター上にモデル化をしまして、雨を降らしたときにどの管渠にどれだけの雨水が流れて、もしくは、どこで浸水するかということが解析ソフトでシミュレーションが可能になっております。そのソフトを使用することにより、どこに貯留槽を作れば、浸水が解消できるというような、あらゆるシミュレーションができます。その基本となる本市の解析モデルを当該業者が構築しております。

(質疑・意見) 本システムは芦屋市が持っているのではありませんか。

(事務局) 成果品は本市が持っていますが、システムは業者が持っております。計画策定のために、手段として業者が所有するシステムで構築した解析モデルを利用しただけですので、システム・データの権利はシステム保持者である業者になります。当該業者のシステムを他の業者が使用することはできません。

(質疑・意見) 件名からは捉えにくいのですが、今回の業務委託は検証業務でしょうか。

(事務局) 今回の基本設計業務は基本的な貯水槽を使って機能するかどうかの検討業務です。実施設計というかたちで、実際にどのようなものを作るかという詳細な設計はまた別の業務になります。

(質疑・意見) 雨水調整池築造の検討業務は、今後すべて当該業者に発注することになるのですか。

(事務局) 今後、当該業者の手元に本市の解析モデルが残っていれば、調整池施設を計画するときに、また本システムを使用することになります。本システムは、本市の属性をすべて構築しているため、浸水リスクの高い地域となっている精道中学校を建替えるに当たって、ここに雨水調整池を設置することの効率性、効果等が即座に検証でき、どのようなものを設置するまでの基本的な設計はできるということになります。

今後、解析モデルが保管され、追加工事等がなく、本市の属性が当時のままであれば、また、調整池築造の相談相手にはなり得ます。諸条件が変わってしまえば、全くゼロからの発注になります。老朽化対策を実施しており、浸水区域により工夫を重ねているため、条件設定は変わっていくと思います。

(質疑・意見) 実施設計は入札に適したものになりますか。

(事務局) はい、そうです。

(1) ⑤台風21号の被害に伴う公園・街路樹応急復旧業務委託(その1)

(質疑・意見) 本件を含めた、随意契約の業務委託No. 2からNo. 9までの8件の予定価格が少しずつ異なりますが、随意契約する業者をどのように決定されていますか。

(事務局) それぞれの箇所の業務量や人員等を考えて決定しています。例えば、本市にあります有料の芦有道路を通らなければ行けない奥池地区であれば、そこに事務所があり、作業員が近くにいれば、同地区の業者に決定します。

(質疑・意見) 例えば、この地域はこの業者に決定するといったような手順はないですか。全体としてみて業者を決定しているのですか。

(事務局) 全体としてみて業者を決定しています。

(質疑・意見) 8件とも同じ時期には発注しているのですね。

(事務局) はい、そうです。

(質疑・意見) 8件の業者を選定した経緯はきちんとまとまっているのですか。

(事務局) 業者と担当とのやり取りになります。

(質疑・意見) 大前提として、緊急のため随意契約になっている。そうすると、業者選定の必然性が必要になります。それが不明です。

(質疑・意見) あらかじめルールを決めておけば、ある程度客観性が認められるのではないのでしょうか。

(事務局) 今後、検討します。

(質疑・意見) 8件とも予定価格に対する比率がバラバラですね。落札率が高い案件が目立ちます。それぞれの案件は何が違うのですか。

(事務局) 県の歩掛をもとに積算しておりますが、そこに反映されない作業性、例えば、公園内での作業が多いため、剪定場所が点在しており住宅街と近接している場所であったためなどが影響しているものと考えています。

(質疑・意見) そういった記録は残したほうがよいと思われれます。

(2) 芦屋市での入札不調・不落の状況について

(質疑・意見) 入札不参加の理由はわかりますか。

(事務局) 辞退届の提出がなく、入札に参加されませんので、理由はわかりません。

(質疑・意見) 入札不参加の業者にアンケートを取られたらどうですか。不参加ばかりする業者があるのでは。

(事務局) 業者選定の際に、同種案件の前回までの入札参加・不参加・辞退を把握しながら業者を選定しており、不参加業者があればその不参加業者にヒアリングをし、選定することもあります。

大規模工事をする業者であれば、少額工事に参加しないということはあると思います。

(質疑・意見) 辞退率が上がっていますね。

(事務局) 辞退する業者は増えております。

(質疑・意見) 不参加にペナルティはないですか。

(事務局) 現在はどこもとっておりません。

(質疑・意見) その業者が指名の数に含まれることで、他の業者の入札機会を奪っていることになりませんか。

(事務局) 他市では、「辞退を繰り返すと、ペナルティを科すこともあります。」という表記は載せているところもありますが、実際にペナルティを科しているとは聞いていません。

(質疑・意見) 辞退率の上昇については、一つの課題とされているのですか。

(事務局) 辞退ばかりされている業者を選定することは、他の業者の入札機会を奪っていることになります。また、辞退率が上昇しますと、事務量も増えます。本市では、辞退届のなかに、次回同じ内容の入札について辞退する・しないの選択項目を設けておりますが、みなさん辞退しないを選択しています。実際、他に手持ち工事がなければ入札に参加する業者もおりますので難しい問題です。

(質疑・意見) 次回は、具体的にどのような方法で辞退業者を減少させる施策を実践したかというのをまた報告して頂きたいと思います。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成29年度下半期執行分)
(事務局) 報告のみ。

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(平成29年度第3四半期・第4四半期調査分)

(質疑・意見) サンプリング調査の延べ時間はどのくらい掛かりますか。

(事務局) 1課につき、1時間を目安として実施しており、今回は4課で約4時間になります。

調査の事前準備として、各課から随意契約データを集め、そのデータを確認・精査した上で、課内で協議をして調査対象課を抽出しています。

以 上